

◆申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②平成22年分の源泉徴収票（給与、年金収入の方）
- ③平成22年中の収入、必要経費をまとめた帳簿（個人で事業、農業などをしてきた方）
- ④平成22年中の生命保険料・地震保険料などの控除証明書、健康保険・年金などの領収書や証明書、医療費の領収書など（必ず集計をしてご持参ください）
- ⑤障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ⑥本人の口座番号が分かるもの（通帳・キャッシュカードなど）※還付を受ける際に必要です。

納付額が分からない場合は？ POINT

国民年金保険料で、領収書などを紛失し、納付額がわからない方は、日本年金機構白河事務所（郭内）で納付額の証明を受けることができますので、ご確認ください（日本年金機構白河年金事務所 国民年金課 ☎@4161（自動音声応答案内の指示に従ってください）。

◆住宅借入金等特別控除の申告が必要なくなりました

平成11年から平成18年及び平成21年・平成22年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合には、翌年度の市県民税（所得割額）から控除することができます。昨年の申告より「住宅借入金等特別控除申告書」の提出が必要なくなりました。ただし、住宅借入金等特別控除分の年末調整を行っていない方や平成11年から平成18年までに入居された方で山林所得や退職所得等がある方については、申告書の提出が必要になる場合があります。

◆白河税務署からのお知らせ

- 税務署では、平成22年分の申告書作成会場を下記の場所に開設します。
- 申告作成会場 白河地域職業訓練センター2階講堂（中田140）
 - 開設期間・時間 2月16日(水)～3月15日(火)／午前9時～午後4時
※土・日曜日を除く。この期間は、税務署には申告会場を設置しておりませんので、ご注意ください。また上記期間以外は税務署が申告会場となります。
 - 自書申告の推進
会場においては、申告納税制度の趣旨から、ご自分で申告書等を作成していただく体制をとっていますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、申告期間中は、大変混雑しますので、申告書はご自分で作成し、郵送などでお早めに提出してください。

◆インフルエンザへの対応について

インフルエンザへの対応として、申告会場では職員がマスクを着用して執務する場合がありますので、ご理解をお願いします。また、ご来場される際には、感染予防のご協力をお願いします。なお、申告書は、郵便・信書便またはe-Taxによっても提出可能です。

◆問い合わせ先

- ◆本庁舎課税課 ☎@1111
内2127・2128
- ◆各庁舎総務課
表郷 ☎@2112
大信 ☎@2113
東 ☎@2112

これは便利!! パソコンで確定申告できます POINT

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書等を作成することができます。また、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると自宅や事務所からインターネットを利用した申告書等を作成することができます。ただし、事前に手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。[国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>]

☎白河税務署(中田) ☎@7111

皆さん、来て下さい。
申告の季節だよ!



△申告キャラクター
「申告に行かないと深刻になっちゃうくん」

期間	2月10日(木)～3月15日(火)（土・日・祝日を除く）
時間	午前の部 9時～11時30分 午後の部 1時～4時30分
会場	白河地域＝本庁舎5階 正庁 表郷地域＝表郷庁舎2階大会議室 大信地域＝大信農村環境改善センター（大信庁舎裏側） 東地域＝東農業技術センター2階（東庁舎隣り）

◆申告が必要な方

2月10日から税の申告が始まります。1月下旬に市役所で申告が必要と思われる方に案内を送付いたしました。指定された日時に来られない方は、期間中の都合の良い日にお越しください。

《申告の案内がなくても申告が必要な方》

平成23年1月1日現在、市内に住所がある方で、次のような方は申告が必要となる場合がありますので、ご確認ください。

- 無収入の方で、市内在住の家族の扶養になっていない方
 - 前年中に仕事を辞めた方や新たな収入があった方
- #### 《市役所での申告が必要ない方》
- 税務署で申告される方
 - 給与収入だけで年末調整が済んでいる方
 - 市内在住で、家族の扶養になっている方
 - 税理士へ申告の依頼をしている方

申告はとても大切です! POINT

申告をしないと、所得・課税証明書などの各種証明書の発行、国民健康保険税や後期高齢者保険料における無収入などの場合の軽減措置、介護保険料における所得段階の決定などが適正にできなくなります。該当する方は、必ず申告をしてください。